

放射性廃棄物対策に係る最近の取組状況

令和6年2月20日

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

放射性廃棄物対策課

文献調査段階の評価の考え方

- 北海道で進められている文献調査は全国初の調査。今後他地域の参考になることから、NUMOの文献調査報告書作成の基となる、**文献調査段階の評価の考え方（評価基準）**を、国の審議会で、**関連学会から推薦・紹介された専門家を中心に技術的・専門的な観点から議論**いただき、土地利用制限など**経済社会的観点からの検討の考え方**も整理してとりまとめ、パブリックコメントを経て**2023年11月に策定したものが「文献調査段階の評価の考え方」**。
- 法定要件及び技術的観点からの検討として、「科学的特性マップ」策定時の考え方、原子力規制委員会「考慮事項」などを基に、概要調査地区の選定に当たり、**最終処分を行おうとする地層の安定性に影響を与えうる事象として、「断層等」、「マグマの貫入と噴出」、「地熱活動（非火山性を含む）」、「火山性熱水や深部流体の移動・流入」、「侵食」、「第四紀の未固結堆積物」、「鉱物資源」、「地熱資源」を設定し、避けるべき場所の基準と確認の仕方を具体化。**
- **本考え方に基づき、NUMOが文献・データを分析し、文献調査報告書の原案を作成。**

※これまでの検討経緯（総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会傘下）

2022年11月29日	地層処分技術ワーキンググループ	第21回
2023年 1月24日	地層処分技術ワーキンググループ	第22回
2023年 3月14日	地層処分技術ワーキンググループ	第23回
2023年 4月28日	地層処分技術ワーキンググループ	第24回
2023年 5月23日	放射性廃棄物ワーキンググループ	第39回
2023年 6月22日	放射性廃棄物ワーキンググループ	第40回

2023年 7月3日～8月2日 パブリックコメント実施

2023年10月13日	特定放射性廃棄物小委員会	第1回
2023年11月 2日	文献調査段階の評価の考え方とりまとめ	公表

報告書の縦覧・説明会の期間に関する省令改正

- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法令では、原子力発電環境整備機構（NUMO）が文献調査報告書の公告・縦覧、説明会を実施することとなっている。
- 文献調査段階の評価の考え方（案）のパブリックコメントでは、北海道庁から、文献調査報告書の内容について丁寧な説明を行うよう要望があった。また、2023年4月に閣議決定した「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」でも、相互理解促進活動や透明性の確保が必要とされているところ、文献調査報告書の内容を丁寧に説明する考え。
- 現行の最終処分法施行規則では、縦覧及び説明会の期間は1月間とされているが、北海道において丁寧な説明を行おうとすると、期間が不足するおそれがある。今後、他地域でも同様に、文献調査報告書の説明会に1月間以上要することも想定される。
- 以上を踏まえ、文献調査報告書の縦覧及び説明会の期間を1月間以上設定できるよう、最終処分法施行規則の改正省令を2023年12月27日に公布・施行した。

北海道庁からの要望（抜粋）

- 「文献調査報告書」の内容については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則」第7条乃至第9条に則り、道民・事業者に対し、ていねいな説明をお願いします。
- 「文献調査報告書」の内容に関する説明会については、関係都道府県内だけでなく、全国で開催すること。

【第40回放射性廃棄物WGでの位置づけと目的の確認】

②地域対話の深化

- **最終処分場の選定プロセスを進める上で、地域の理解は大前提。**中でも調査実施自治体の住民との対話活動は重要。寿都町と神恵内村では、文献調査と並行して「対話の場」をはじめとする地域対話を実施。
 - **今後、他地域で文献調査が実施される際も同様の対話活動を行うことを想定し、これまでの取組を総括することとする。**
-
- **地域対話のあり方は、地域の実情に応じて検討していくことが大前提**ではあるが、まずは、北海道2自治体における経験・教訓をまとめるべく、**町村やファシリテーターの御意見、住民の方々（「対話の場」（寿都町・神恵内村）や「町の将来に向けた勉強会」（寿都町）の参加者等を想定）の声をもとに、振り返りを実施。**
 - その結果については、NUMOの自己評価に完結させるのではなく、2自治体とは直接の関係性のない、**地域対話の専門家などの御意見も伺いながら、客観性を確保しつつ、総括作業を進めていくこと**としたい。総括に当たっては、「対話の場」の運営方針（以下参照）も参考に取り組むこととしたい。
 - また、こうした検討状況については、放射性廃棄物WGにおいて、国・NUMOから御報告し、御意見を賜りながら、**透明性あるプロセスの中でとりまとめていきたい。**

- **調査実施自治体内外において、地域対話を進める際の参考となるよう「対話の場」等に関する経験や教訓、留意事項を整理する。**
- 寿都町と神恵内村での「対話の場」を中心とした取組みを**振り返る。**
- **地域の多様な声を集めて、第三者専門家から助言・アドバイスを得る。**

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」改定のポイント (2023.4.28閣議決定)

～国は、政府一丸となって、かつ、政府の責任で、最終処分に向けて取り組んでいく～

1. 国を挙げた体制構築

厚労、農水、国交、
環境、地方創生

○関係府省庁連携の体制構築

- ・「最終処分関係閣僚会議」のメンバーを拡充。
- ・「関係府省庁連絡会議」(本府省局長級)及び「地方支分部局連絡会議」(地方支分部局長級)を新設。

○国・NUMO・電力の合同チームの新設/全国行脚

- ・国(経産省、地方支分部局)が主導し、地元電力・NUMO協働で全国行脚(100以上の自治体を訪問)。
- ・処分事業主体であるNUMOの地域体制を強化。

2. 国による有望地点の拡大に向けた活動強化

○国から首長への直接的な働きかけの強化

- ・国主導の全国行脚(再掲)、全国知事会等の場での働きかけ。

○国と関係自治体との協議の場の新設

- ・関心や問題意識を有する首長等との協議の場を新設(順次、参加自治体を拡大)。

3. 国の主体的・段階的な対応による自治体の負担軽減、判断の促進

○関心地域への国からの段階的な申入れ

- ・関心地域を対象に、文献調査の受け入れ判断の前段階から、地元関係者(経済団体、議会等)に対し、国から、様々なレベルで段階的に、理解活動の実施や調査の検討などを申し入れ。

4. 国による地域の将来の持続的発展に向けた対策の強化

○関係府省庁連携による取組の強化

- ・文献調査受け入れ自治体等を対象に、関係府省庁で連携し、最終処分と共生する地域の将来の持続的発展に向けた各種施策の企画・実施。

全国的な理解促進活動の状況① 国が主導する全国行脚（首長訪問）

- 国・NUMO・電力の合同チームを地域ブロックごとに新設。2023年 7月から、全国の地方公共団体等を個別に訪問する全国行脚を開始。
- 2024年1月末時点で、73市町村の首長を訪問。

＜全国行脚で寄せられたコメントの一例＞

最終処分事業について

- 一般廃棄物処理場と同じく、最終処分も地域住民への理解活動が重要。
- 最終処分に関する理解を深めるための勉強会や施設見学などを検討したい。
- 電源立地対策交付金や国の支援策を活用した産業振興やまちづくりの理解が深まった。
- 過去の反対運動の経緯から、当地域で原子力関係施設の建設は難しい。
- 今後の活動に誤解を与えることは避けたい。
- 訪問を受けたことで反響を呼び、問合せ対応等が生じることを懸念。
- 事業は理解できるが、当地域では難しい、直ちにどうこうできない。
- 対馬市のこともあり、説明を受けるだけで騒ぎになる。

エネルギー関係全般

- カーボンニュートラルに資する優遇措置等による企業誘致や支援策が知りたい。
- 電気代が高騰する中、政府が掲げる2030年再エネ目標達成に向けどうすればいいか悩んでいる。
- 地元に産業機械や金属関係の企業があり、風力発電の普及による波及効果を期待。
- 木質バイオマス事業による農業活性化に関心。
- 政府が行う水産物の消費拡大キャンペーンについて相談窓口を教えて欲しい。

地域の将来について

- 老朽化した発電施設や廃止した発電所跡地等に、今後、自治体としてどう動けば良いか。
- 大規模工場閉鎖に伴う新規事業や企業誘致に関心がある。
- 人口減少、少子高齢化対策が喫緊の課題。

- 基本方針改定を受け、**全国知事会等の場**を活用し、理解と協力を得られるよう働きかけ。
- **47都道府県の東京事務所長や全国原子力発電所所在市町村協議会の担当課長**に対して、基本方針改定など最終処分の最新情報の提供や全国行脚への理解と協力をお願いに関する説明を行った。また、全国の町や村などに毎週発行されている**全国町村会の週報**※にも掲載。
 - ※全国の町村をはじめ、国会議員、関係省庁、報道関係等に、毎週発行。約5000部。
- 引き続き、様々な場を活用しながら、最終処分に関する政策等に関する情報提供や働きかけを行う。



<会議の様子>



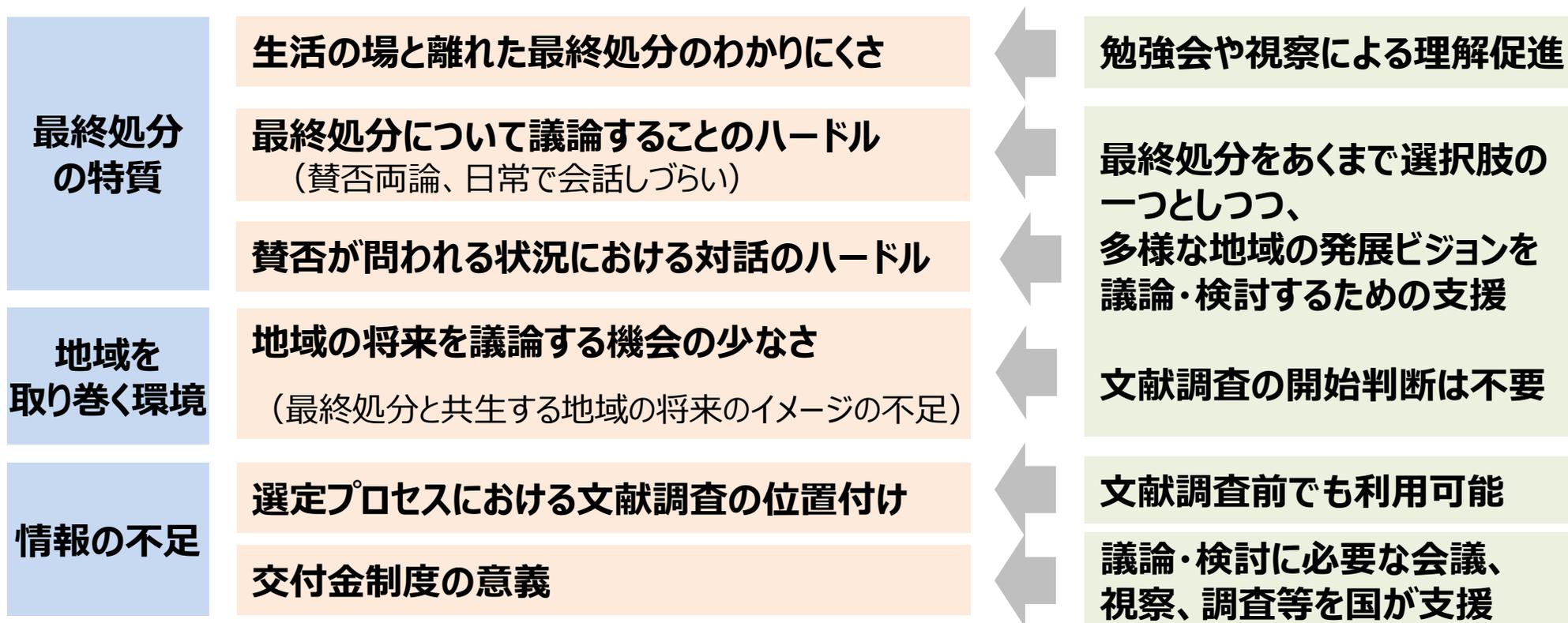
<町村週報（全国町村会）>

写真提供：全国原子力発電所所在市町村協議会

出典：全国町村会ホームページ
<https://www.zck.or.jp/uploaded/attachment/4598.pdf>

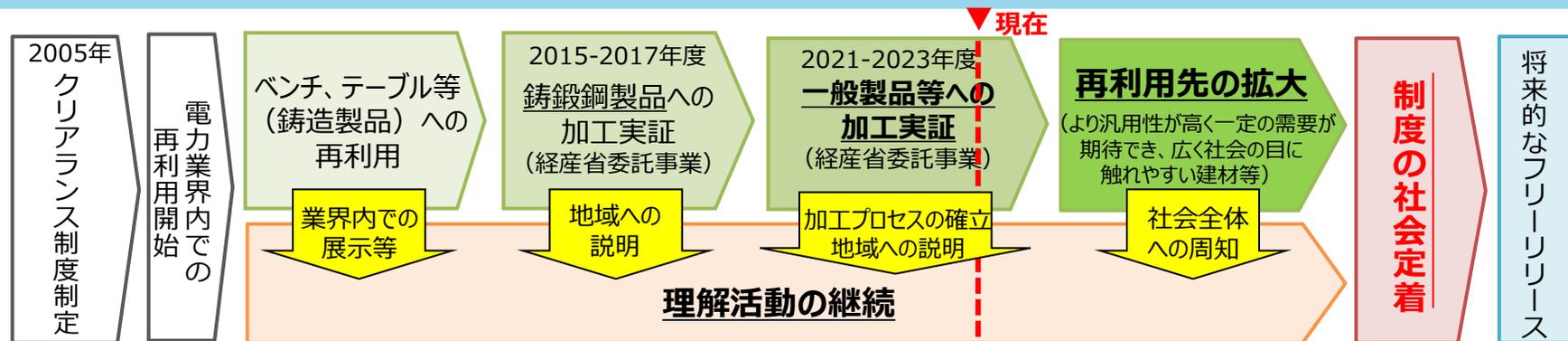
要因を踏まえた新たな施策の方向性 (案)

- 最終処分に関する、自治体や関係住民の理解促進の妨げの要因に対応する新たな施策として、文献調査を実施しているかを問わず、専門家による勉強会や視察等を通じて最終処分事業に関する理解を深めつつ、地域の将来を議論・検討できる対話機会、地域の発展ビジョンの具体化支援を国が行うこととしてはどうか。その際、最終処分はあくまで選択肢の一つとし、当該支援が文献調査に直結しないこととしてはどうか。

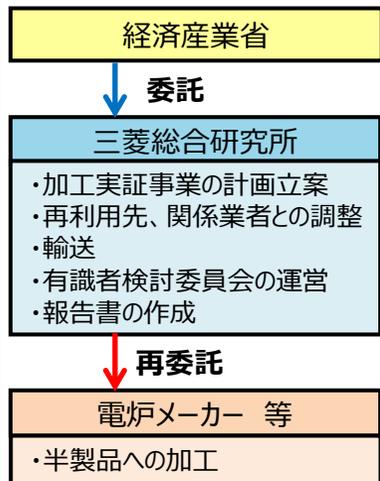


クリアランス制度の社会定着に向けた検討

- 事業者は自主的にクリアランス金属の再利用先を理解促進のための展示に限定しているが、資源の有効活用等の観点から再利用先の更なる拡大及び将来的なフリーリリースに向けた検討は重要。
- クリアランス制度の社会定着に向け、令和3年度より再利用実証事業を開始。令和4年度には加工事業者等向けに留意事項を作成。令和5年度には、加工実証や留意事項の拡充等を検討。

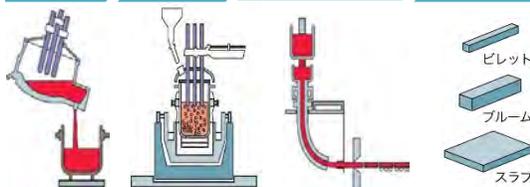


令和5年度クリアランス金属再利用実証事業



- 【加工実証】
- ✓ 電気炉容量を
2トン→70トンと大幅に増加。
 - ✓ 連続鋳造した際の安全性や
加工プロセス等を確認する。

溶解 → 製錬 → 連続鋳造 → 半製品



(参照) 普通鋼電炉工業会HPより

- 【有識者検討委員会】
- ✓ 令和3・4年度に続き有識者
検討委員会を実施。
 - ✓ 再々利用時の取り扱いや、
今後の運用方法を検討する。

- 【留意事項の拡充検討】
- ✓ 昨年度とりまとめた留意事項
について、実務的な運用を見
据えた拡充等を検討する。

資源エネルギー庁スペシャルコンテンツ

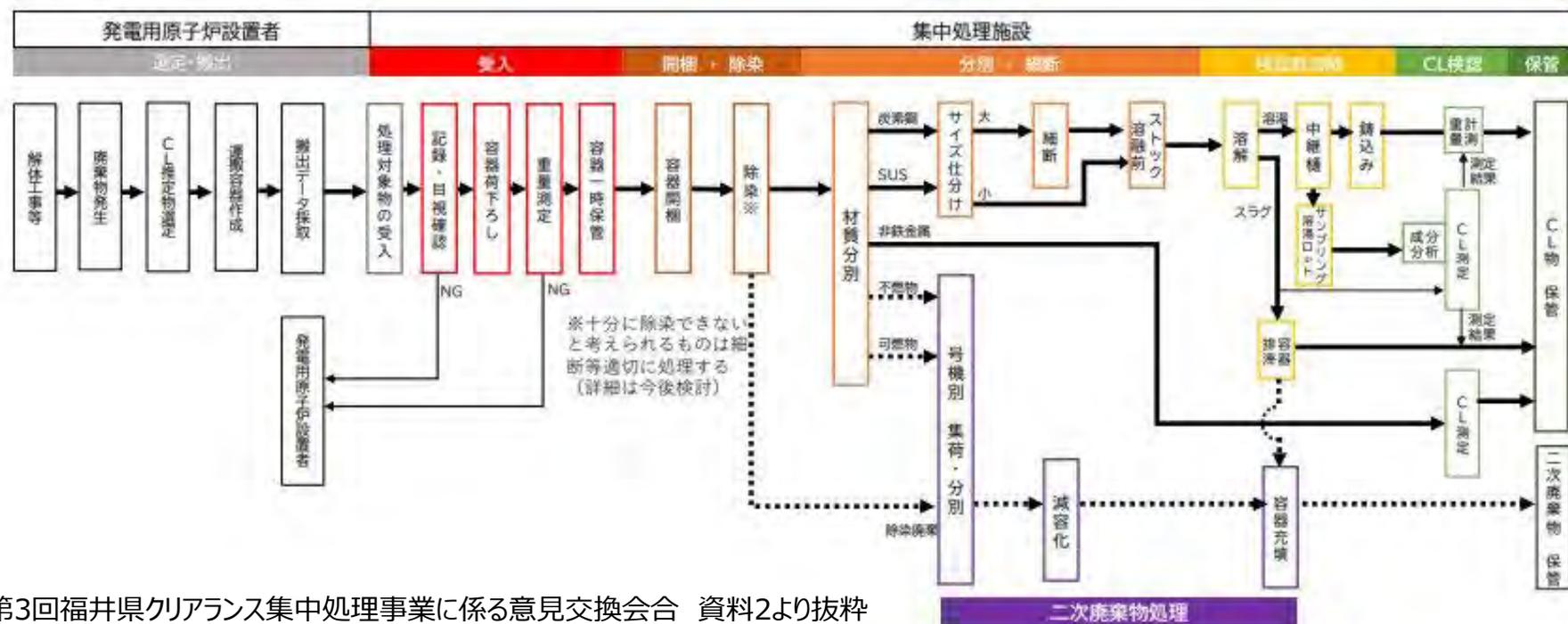
- ✓ 資源エネルギー庁HPに制度について
のわかりやすい記事を掲載。



クリアランス集中処理事業に係る原子力規制庁との公開会合

- 福井県では、クリアランス推定物を複数の発電用原子炉設置者から受け入れ、集中処理施設で溶解し、規制委員会の検認を受ける事業の具体化を進めている。
- 2023年7月31日より、福井県・関係事業者・原子力規制庁・資源エネルギー庁が意見交換会合を実施し、事業実施に向けた技術的論点の整理等を進めている。

福井県が想定する処理フロー（※CL：クリアランス）



第3回福井県クリアランス集中処理事業に係る意見交換会合 資料2より抜粋

（参考）規制庁との意見交換会合

- 第1回（2023年7月31日） 福井県より想定する事業内容を説明
- 第2回（2023年10月11日） 規制庁から確認範囲及び技術的論点を提示
- 第3回（2024年2月5日） 福井県より規制庁の論点に対する現時点での回答を実施